第六地域	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
第七地域	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
第八地域	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県
第九地域	沖縄県

（特定石油ガス輸入業者等の要件等）

第二十六条の七　法第十四条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、二十トンとする。

2　法第十四条第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次のイ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ　石油ガス基準備蓄量がおおむね五万トン以上の石油ガス輸入業者であること。

ロ　年間おおむね五万トン以上の石油ガスを販売している石油販売業者（石油ガスの販売を行う事業を行う者に限る。ハにおいて同じ。）であること。

ハ　イ又はロに該当する者と資本関係、人的関係等を有する石油販売業者であつて、第二十六条の六の表に定める地域に石油ガス容器に石油ガスを充塡する事業場を設置している石油販売業者であること。

二　我が国における災害の発生により第二十六条の六の表に定める地域くの石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域くの石油ガスの安定的な供給の確保に資する見込みが十分にあると認められること。

（災害時石油ガス供給連携計画の届出）

第二十六条の八　法第十四条第四項前段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による特定石油ガス輸入業者等の指定に係る告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならなら。

2　法第十四条第四項後段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の五による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならなら。

（災害時石油ガス供給連携計画の記載事項）

第二十六条の九　法第十四条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二　災害時石油ガス供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

様式第一中「第26条」を「第36条」に改める。

様式第七の次に次の四様式を加える。

様式第7の2（第26条の4関係）

災害時石油供給連携計画届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

届出者　商号、名称
氏　名　　印
（法人にあっては、代表者の氏名）
住　所

届出者　商号、名称
氏　名　　印
（法人にあっては、代表者の氏名）
住　所

石油の備蓄の確保等に関する法律第13条第4項の規定により、災害時石油供給連携計画を届け出ます。

1　本届出書の計画が対象とする地域

区分	
区域	

（注）　第26条の2の表に掲げられる区分及び地域を記載すること。

2　経済産業省との連絡に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合における経済産業省との連絡を行う担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当責任者の役職	電話番号

（注）　災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

（注）　特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

3　特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

⑴　共同体制構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が集合する場所

名称	住所
（郵便番号　　）	電話番号（　　）
（郵便番号　　）	電話番号（　　）

（注）　災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

（注）　集合する場所の施設が災害により損壊した時の予備の集合場所を想定している場合は、予備の集合する場所を二つ目の欄に記載すること。

○上記の場所に集合する各特定石油精製業者等の担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当者の役職	電話番号